

道路防災総点検業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

- 1 本特記仕様書は、相模原市「土木設計業務等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「道路防災総点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 履行場所

本業務の履行場所は、相模原市一円地内とする。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日より令和9年3月19日までとする。

第4条 目的

本業務は、おおむね10年に1回実施する道路防災総点検であり、道路防災においては、対象道路の基礎情報を収集・把握し、カルテ点検等既存の点検結果を活用しつつ、道路災害の発生状況等を踏まえて、危険個所を抽出することを目的とする。また、防災カルテにおいては、カルテに基づいた調査点検及び見直しを行い、災害に対する道路ならびに道路利用者等の安全確保・向上及び、災害に至る可能性のある要因を把握し、今後の災害防除工事箇所の選定や対策工の検討を目的とする。

第5条 業務管理

受注者は、本業務の実施にあたり、契約図書に基づき監督員の指示及び承認を得て実施し、明記なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議の上解決を図り、その指示に従うものとする。

第6条 提出書類

受注者は、契約書に定めるものを含め、着手時は、管理技術者届、照査技術者届、専門技術者届及び工程表、完了時は、業務完了届、成果品、納品書を提出しなければならない。

第7条 使用する技術基準等

本業務の実施には、本特記仕様書によるほか、次の基準等に準拠するものとする。

- (1) 平成8年度 道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪等〕(財)道路保全技術センター)
- (2) 点検要領(平成18年9月、国土交通省 事務連絡の参考資料)
- (3) 道路防災点検の手引き(豪雨・豪雪等)(平成19年9月、(財)道路保全技術センター)
- (4) 道路防災点検の手引き(豪雨・豪雪等)〔改訂版〕(令和4年3月、(一社)全国地質調査業協会連合会)
- (5) 防災カルテ作成・運用要領(平成8年12月、(財)道路保全技術センター)
- (6) 道路災害防除ガイドライン(令和5年3月、相模原市)

第8条 管理技術者

- 1 管理技術者は、共通仕様書第7条第3項に定める技術士、RCCMの内、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 技術士の「業務に該当する選択科目」及び「業務に該当する部門」は、下記のいずれかとする。

建設部門—道路もしくは土質及び基礎

総合技術監理部門—建設—道路もしくは建設—土質及び基礎

- (2) RCCMの「該当する業務の指定」は、「道路」もしくは「土質及び基礎」

- 2 あわせて以下の業務経験も有する者とする。

過去の「同種又は類似業務」の実績。

同種業務 : 道路防災点検に関する業務

類似業務 : 防災カルテ点検に関する業務

第9条 照査技術者

照査技術者の資格要件は、前条1(1)、(2)のいずれかを満たすものとし、管理技術者を兼ねることができない。

第10条 専門技術者

受注者は、「専門技術者」を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。専門技術者は道路防災において、道路の防災上の危険箇所について、その安定状態および対策の必要性・緊急性を的確に判断す

るため、「点検箇所のスクリーニング」を行い「安定度調査」による調査および総合評価を行うものとする。

防災カルテにおいては、特に留意すべき事項や評価および対応を具体的かつ総合的に検討を行うものとする。また、点検結果により調査・計器観測や対策工の必要性等について検討し、防災カルテへ記載をするものとする。

専門技術者は、共通仕様書で定める管理技術者と兼ねることができない。なお、専門技術者は複数定めることができるものとし、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 技術士の「業務に該当する選択科目」及び「業務に該当する部門」は、下記のいずれかとする。

建設部門—道路もしくは土質及び基礎

総合技術監理部門—建設—道路もしくは建設—土質及び基礎

(2) R C C Mの「該当する業務の指定」は、「道路」もしくは「土質及び基礎」

第 1 1 条 情報の保持

受注者は、本業務を実施する上で業務目的以外の情報取得を禁止するものとし、本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

第2章 業務内容

第12条 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務計画書作成
- (2) 机上調査（安定度調査箇所の選定）
- (3) 現地確認、現地調査（安定度調査箇所の選定、安定度調査）
- (4) 防災カルテの新規作成（調査結果とりまとめ及びカルテ作成）
- (5) 道路防災カルテ点検
- (6) 防災カルテの修正
- (7) 防災対策工検討、概算工事費算出、対策工優先度の判定
- (8) 報告書作成
- (9) 打合せ協議

第13条 調査点検等対象一覧

本業務における、調査点検対象箇所を別紙「調査点検等対象一覧」に示す。

調査点検等対象一覧他に示した概数については、全部又は一部が確定した時点で、契約変更協議を行うものとする。

第14条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料を収集し、業務の目的・仕様などを十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を実施するための作業方法、使用する資機材、人員配置、業務工程計画を立案した業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。業務計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 調査点検対象位置図
- (3) 業務実施方針（調査点検方法）
- (4) 業務工程
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果品の品質を確保するための計画
- (8) 成果品の内容、部数
- (9) 使用する主な図書及び基準

- (10) 安全管理計画
- (11) 連絡体制（緊急時を含む。）
- (12) 使用する主な機器
- (13) その他

第15条 机上調査（安定度調査箇所を選定）

別紙「調査点検等対象一覧」から、点検対象区間を選定することを目的として絞り込み（第1絞り込み）を実施する。第1絞り込みは、管理対象道路の防災レベルを概括的に把握して、安定度調査の候補箇所を含む区間（点検対象区間）を選定する。

第1絞り込みで選定された点検対象区間の危険要因を抽出して、安定度調査を実施する必要がある箇所を絞り込み（第2絞り込み）、地域特性の把握および災害要因の判読を行う。

第16条 現地確認、現地調査（安定度調査箇所を選定、安定度調査）

安定度調査箇所を選定は、専門技術者による第2絞り込み箇所の現地観察を行い、安定度調査候補箇所を確認し、判読した災害要因の現状や対策の実施状況を確認した上で、安定度調査箇所を選定するための現地調査を行う。

安定度調査は選定された安定度調査箇所について、専門技術者が総合評価を実施する現地調査を行い、箇所別記録表、安定度調査表、被災履歴記録表および現状記録写真他を作成する。

第17条 防災カルテの新規作成

安定度調査の結果、防災カルテの作成が必要な箇所について、カルテの新規作成を行う。現地調査にあたっては、第18条に示す作業内容を実施するものとし、現地調査を基に防災カルテ様式A・B・C、現状記録写真およびチェックリスト他を作成し、調査結果を取りまとめる。

第18条 道路防災カルテ点検

別紙「調査点検等対象一覧」に示す箇所の道路防災カルテ点検を行う。主な作業内容は、以下のとおりとする。なお、点検は草木の繁茂時期外に実施することを基本とする。

(1) 目視による観察

防災カルテに基づき、必要に応じて斜面や構造物などを登って（あるいは降りて）変状がないかどうか目視観察を行う。

(2) 計測

必要に応じてメジャーやスタッフを使用した簡便な計測を実施する。また、防災カルテに基づき、必要に応じて斜面や構造物等を登って（あるいは降りて）変状の規模などの計測を行う。

(3) 記録

防災カルテ点検結果の記入書式及び写真帳に示す程度の記録及び写真撮影とする。ただし、点検対象に変化が認められた場合は、基本的な対策方針の立案に必要な事項の記載及び写真撮影を行う。また、新たに広域及び詳細地図による案内図を作成し、点検の範囲、延長や幅員などの寸法および点検箇所への進入経路情報などの記載を行う。

第19条 防災カルテの修正

防災カルテの修正は、「防災カルテ」様式A、Bに記載されている着目すべき変状等の点検項目について、チェックリストに従い変状の進行や、その他新たな変状を確認した場合は、写真撮影を行い、結果を「防災カルテ」様式Cに整理する。また、変状が進行し、または新たな変状が認められるなどの状況の変化が認められる場合は、必要な防災カルテの修正・加筆を行う。また、災害防除工事の進行により、状況変化があり、カルテの修正が必要な箇所については、監督員と協議の上、修正加筆を行う。

なお、変状の進行や異常が顕著で、緊急の対応が必要と認められる箇所が存在した場合は、監督員に速やかに報告する。

第20条 防災対策工検討、概算工事費算出、対策工優先度（危険度順位）の判定

防災カルテの点検結果が要対策となった箇所について、防災対策工検討及び概算工事費算出、対策工優先度の判定を行うものとする。

第21条 報告書作成

本業務において作成した資料の整理、取りまとめを行う。

取りまとめを行う資料は、監督員との協議資料等（業務計画書、打合せ書等）、本業務を行う上で作成した全ての資料とする。

なお、報告書は、次の各号に掲げる項目について取りまとめるものとする。

- (1) 業務計画
- (2) 調査点検方法
- (3) 調査点検箇所位置図

- (4) 机上調査結果（安定度調査箇所の選定）
- (5) 現地確認、現地調査結果（安定度調査箇所の選定、安定度調査）
- (6) 安定度調査結果
- (7) 防災カルテ点検結果
- (8) 危険度ランク変移箇所
- (9) 箇所別記録表、安定度調査表、被災履歴記録表、現地記録写真
- (10) 防災カルテ
 - 様式A～C、チェックリスト及び現状記録写真他
- (11) 防災対策工、概算工事費、対策工優先度（危険度順位）
- (12) 課題整理
 - カルテ対応箇所の変状の進行等からとりまとめた、次年度以降の点検頻度等についての考察の記載やその他申し送り事項等についての記載を含む。

第22条 打合せ協議

打合せ回数は業務着手時、中間4回、成果品納入時の計6回とし、管理技術者及び専門技術者が出席しなければならない。本業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに監督員に提出するものとする。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

(2) 中間打合わせ

下記において中間打合せを4回行うことを標準とする。

ア. 机上調査（第1絞り込み）選定

イ. 机上調査（第2絞り込み）選定

ウ. 現地確認、現地調査（安定度調査）結果報告

エ. 道路防災カルテ点検結果報告

※業務内容を勘案して追加することができる。

(3) 成果品納入時

成果品の取りまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第3章 その他

第23条 費用の負担

本業務の資料収集及び検査、点検等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第24条 貸与資料

共通仕様書に定める発注者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- (1) 過去に実施した道路防災カルテ点検に関する報告書
- (2) 「防災カルテ」様式の電子データ
- (3) その他、本業務を履行上で必要となる発注者の所有する資料

第25条 再委託

- 1 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
本業務の「主たる部分」として共通仕様書第28条第1項の他に次の内容を加えるものとする。
 - (1) 本業務の計画準備
 - (2) 報告書作成
 - (3) 本特記仕様書の次の条項に係わるもの
 - ア 「第15条 机上調査（安定度調査箇所を選定）」に係わるもの
 - イ 「第16条 現地確認、現地調査（安定度調査箇所を選定、安定度調査）」に係わるもの
 - ウ 「第17条 防災カルテの新規作成」に係わるもの
 - エ 「第18条 道路防災カルテ点検」に係わるもの
 - オ 「第19条 防災カルテの修正」に係わるもの
 - カ 「第20条 防災対策工検討、概算工事費算出、対策工優先度の判定」に係わるもの

上記のうち、現地作業における補助作業は主たる業務に含まないこととする。
- 2 業務の一部（主たる部分を除く。）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定は、共通仕様書第28条第2項に示す「軽微な部分」を再委託しようとするときには、適用しない。

第26条 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

第27条 沿道対応

本業務実施中に、沿道の住民及び道路利用者から苦情等があった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに監督員に報告するものとする。

第28条 安全管理

受注者は、現地調査点検中における道路利用者の安全確保、点検者の労働安全の確保に努め、適切な安全措置を講じるものとする。また、作業を行うに当たっては、専門技術者を含めて2人以上とし、あらかじめ市が発行する身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

第29条 中間成果の提出

本業務の履行中に監督員から中間成果を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

第30条 成果品

本業務の成果品としては、次のとおりとする。

(1) 報告書 路政課及び各土木事務所 A 4版 計5部

(2) 共通仕様書第17条第4項に示す電子データ

路政課及び各土木事務所 計5部

なお、市保有のGISシステムに保存するため、カルテ管理番号をファイル名とした、カルテPDFデータを別途納品するものとする。

第31条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。